

箕輪町知的財産権申請料補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町知的財産権申請料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の新たな製品や技術開発による企業価値及び資質の向上を図り、もって箕輪町の産業振興に資するため、知的財産権の取得申請をした中小企業者に対し、予算の範囲内において、箕輪町知的財産権申請料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産権 特許法（昭和34年法律第121号）第66条第1項に規定する特許権及び実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第1項に規定する実用新案権をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (3) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事業所を有し、町内で1年以上製造業を営む中小企業者であること。
- (2) 知的財産権に係る出願人であること。
- (3) 町税等の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う知的財産権の申請に限る。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 出願料に係る印紙代

(2) 出願審査請求料

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、町長が定める額とし、66,000円を限度とする。ただし、国、長野県その他の公共団体又は公共的団体から同様の補助金等を受ける場合には、その額を控除した額とする。

2 補助金の交付は、一の年度について、補助対象者あたり1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、箕輪町知的財産権申請料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、出願後1年以内に町長に提出しなければならない。

(1) 出願・出願審査請求を示す書類の写し

(2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び補助金額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、箕輪町知的財産権申請料補助金交付決定兼交付確定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、箕輪町知的財産権申請料補助金交付請求書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付)

第10条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助決定者が偽りその他不当な手段により第8条の規定による補助金の交付を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。